

1. 改正内容

(1) 工事費内訳書に明示する項目について

- ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の改正（令和7年12月12日施行分）等により、入札時に提出する入札金額の内訳に、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約（建退共）に係る掛金、安全衛生経費（以下、「労務費等」という。）について記載することと規定されたため、工事費内訳書を改正。なお、工事費内訳書に労務費等が未記入の場合は、入札を失格とする。

(2) 建設工事請負契約書及び請負代金内訳書に明示する項目について

- ・契約時に作成する請負代金内訳書について、労務費等の内訳の明示を求めるため、建設工事請負契約書の規定及び請負代金内訳書の様式を改正。

(3) 下請負人の社会保険等加入義務規定の新設について

- ・社会保険等未加入建設業者の排除を図るため、建設工事請負契約書に社会保険等未加入業者（社会保険等について、適用除外となっている場合を除く）を下請負人とすることを禁止する規定を新設。

なお、改正後、特別な事情なく本規定に違反した場合、契約違反行為として入札参加停止措置を講じる可能性がある。

2. 適用日について

- (1) 令和8年8月1日以降に公告又は指名通知を行う建設工事から適用。
- (2)、(3) 令和8年8月1日以降に契約を締結する建設工事から適用。

ただし、令和8年8月1日までに公告又は指名通知を行った建設工事においては、改正前の請負代金内訳書を使用することは差し支えありません。

工事費内訳書の労務費等記載について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の改正（令和7年12月12日施行分）に伴い、入札金額の内訳として、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費の経費を記載することが義務付けられました。

そのため、令和8年8月1日以降に公告・指名通知を行う建設工事案件から工事費内訳書の様式に当該経費を記入する欄を追加しますので、入札の際には必ず記載してください。

なお、上記経費の未記入があった場合は、入札を失格とします。

（内訳明示することとされている経費）

「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（令和7年12月、国土交通省不動産・建設経済局、以下「ガイドライン」という。）」のP12～P14、「労務費に関する基準」の運用方針（令和7年12月、国土交通省）」等を参考に計上してください。